

ID: 24

担当部署: 男女共同参画センター

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	八頭町男女共同参画センター条例 第6条		
例規番号	平成22年条例第10号		
<p>【根拠条文】 (使用の許可) 第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ所長の許可を受けなければならない。また、許可にかかる事項を変更するときも同様とする。</p> <p>【基準】 根拠条文、第7条及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の基準) 第7条 次の各号の1に該当するときは使用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は風俗を害すると認められるとき (2) センター備品等を滅失、又は破損すると認められるとき。 (3) その他管理上支障があると認められるとき、又は使用を不相当と認めるとき</p> <p>(公の施設の利用における措置) 第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日